



調査への回答のしかた

〔個人売主〕

**回答は、パソコンやスマートフォンが便利です。
2025年9月30日(火)までに回答してください。**

- ①「政府統計オンライン
調査総合窓口」に接続
します。



政府統計オンライン調査総合窓口
<https://www.e-survey.go.jp/>

- ②「ログイン画面へ」ボタンを押します。



- 3 調査票(紙)の上部に印刷されている「政府統計コード」・「調査対象者ID」・「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押します。



- ④初回ログイン時は、パスワードを変更します。新しいパスワードを入力し「変更」ボタンを押します。

- 5 回答後に受付完了メールを希望する場合は、メールアドレスを入力し「登録」ボタンを押します。



- ⑥「調査票一覧へ」ボタンを押します。



- ⑦「土地保有・動態調査(個人
売主)」を選択します。



- 8 電子調査票が表示されたら、画面に表示される案内に沿って回答を入力します。

- ⑨回答データの送信後、受付結果が画面に表示されます。



- ⑩「ログアウト」ボタンをクリックし、終了します。

パソコン・スマートフォンの
推奨利用環境は
次ページをご覧ください。



国土交通省

▶ インターネット回答の推奨利用環境

- インターネットによる回答には、以下の利用環境を推奨します。
- 最新の推奨利用環境は、「政府統計オンライン調査総合窓口」をご確認ください。
(https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

パソコンの環境	OS	Windows 11 (※1)、Windows 10 (※1)、 macOS 15.5
	ブラウザ	Firefox 139、Google Chrome 137、 Microsoft Edge 137、Safari 18
スマートフォンの環境 (「HTML調査票」に限ります※2)	OS	Android 15、iOS 18.5
	ブラウザ	Google Chrome 137、Safari 18

※1 「デスクトップモード」の場合に限ります。

※2 上記OS及びブラウザを利用した場合であっても端末によっては、一部動作に制約がある場合があります。
その場合はパソコンからのご利用をお願いいたします。

▶ 郵送による提出方法（インターネットでのご回答が困難な場合）

- 黒の鉛筆又はボールペンを使用し、はっきり記入してください。
- 記入が終わった調査票を同封の返信用封筒に入れ、**2025年9月30日(火)**までに投函してください。
- 切手は不要です。

▶ 記入にあたっての留意事項

- 本調査は、調査票の右上に示した土地を売却した方にお送りしています。複数いらっしゃる場合には、そのなかのおひとりにお送りしています。この調査票をお届けした方の年齢、ご職業、この土地を売却した目的などについてご記入ください。詳しくは、3ページをご覧ください。
- 登記簿情報の面積は、売却した持ち分について、小数点以下を四捨五入した整数で印字しています。

政府統計コード	CVPW	調査対象者 ID	*****	パスワード	*****
---------	------	----------	-------	-------	-------

④ 一般統計調査 (総務大臣承認)



2025年 土地保有・動態調査 調査票〔個人〕



国土交通省



オンライン回答
はこちらへ



ご注意ください

- 統計法に基づく一般統計調査です
- 秘密の保全には万全を期します
- 税務資料などに使われることはありません
- インターネットによる回答も可能です

登記簿情報	所在地	東京都千代田区霞が関二丁目1番2		
	地目	宅地など	登記年月日	2024/07/12
	面積	270 m ²		

記入のしかた

I

ご本人について

- この調査票をお届けした方について記入してください。

3 収入

- ・仕送り金も収入とします。自営業の場合の収入は、売上高ではなく営業利益を記入してください。

I ご本人について（土地を売買された方）

1 年齢

- 売買した時点の年齢を記入してください。

満 (46) 歳

2 職業

- 売買した時点の職業を選択してください。
- 兼業されている方は、収入が多い方の職業を選択してください。
- 「7. その他」はカッコ内に記入してください。

1. 自営業（農業、林業）
2. 1以外の自営業
3. 官公庁
4. 会社・団体（官公庁以外）の役員
5. 3又は4以外の社員及び職員（パート含む）
6. 無職
7. その他（)

該当番号

5

3 収入

- 売買した年（1月～12月）の1年間のあなたご自身の収入を選択してください。
- ボーナスなどの臨時収入や配当金、年金なども含めた金額を選択してください。

1. 100万円未満
2. 100～200万円未満
3. 200～300万円未満
4. 300～400万円未満
5. 400～500万円未満
6. 500～700万円未満
7. 700～1,000万円未満
8. 1,000～1,500万円未満
9. 1,500～2,000万円未満
10. 2,000万円以上

該当番号

5

II

売買した土地について

- この調査票の右上に記載のある土地について記入してください。

5 売却した土地の取得原因

- ・今回売却した土地を取得した際の原因（取得理由）を選択してください。売却原因ではなく、取得原因を選択してください。

6 売却した土地の取得時期

- ・今回売却した土地を購入した時期、贈与を受けた時期、または相続した時期を記入してください。
- ・元号にあてはまるものに○をつけ、年数を記入してください。

II 売買した土地について（本調査票の右上に記載している土地）

土地を 購入 した方への設問

4 購入した目的

- 購入した目的を選択してください。
- 複数当てはまる場合には、主なものを選択してください。

1. 自分（又は親族）が住む建売住宅（の敷地）を購入
2. 自分（又は親族）が住むマンション（の敷地）を購入
3. 自分（又は親族）の住宅建設のための更地を購入
4. 従前から住んでいた借家の敷地（底地権）を購入
5. 自宅の増改築のため隣地を購入
6. 賃貸住宅（の用地）とするため購入
7. 事務所、店舗（の用地）とするため購入
8. 工場、倉庫（の用地）とするため購入
9. 資材置場、駐車場（の用地）とするため購入
10. 農地、採草放牧地、山林とするため購入
11. 上記以外の用途に用いるため購入
12. 土地投資（売却益を得る目的）のため購入

該当番号

*

5 土地を購入した際の住宅

- 「4 購入した目的」で1～3を選択した方のうち、自分（又は親族）が住む住宅用の土地を購入した方のみ、土地を購入した際の住宅を選択してください。

1. 民営の賃貸住宅である一戸建・長屋
2. 民営の賃貸住宅である共同住宅
3. 都道府県・市区町村営賃貸住宅
4. 都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅
5. 社宅・公務員住宅
6. 持ち家である一戸建・長屋
7. 持ち家である共同住宅
8. 親その他の親族の家
9. 下宿・間借り
10. 寮・寄宿舎

該当番号

*

土地を 売却 した方への設問

4 売却した目的

- 売却した目的を選択してください。
- 複数当てはまる場合には、主なものを選択してください。

1. 自分（又は親族）の住宅の建設・購入資金のため売却
2. 1以外の他の土地と買い換えるため売却
3. 営業用資金を得るため売却
4. 日常生活費に充てるため売却
5. 借入金の返済に充てるため売却
6. 公共用地となるため売却
7. 買主又は仲介人から希望されたため売却
8. 投資目的で保有していた土地の売却
9. 相続税の支払いのため売却
10. 管理できなくなったため売却

該当番号

7

5 売却した土地の取得原因

- 今回売却した土地の取得原因を選択してください。
- 「4. その他」はカッコ内に記入してください。

1. 購入
2. 贈与（有償・無償）
3. 相続
4. その他（)

該当番号

2

6 売却した土地の取得時期

- 今回売却した土地の取得時期を記入してください。
- 元号に○をつけてください。大正以前に取得した場合は「昭和〇年」と記入してください。

1. 令和
2. 平成
3. 昭和

[5] 年

よくあるお問い合わせ

Q1 この調査にどのような意味があるのですか？

A1

土地保有・動態調査は、全国の過去1年間に行われた土地取引の売主・買主の諸属性や売買の目的などを調査し、他の統計調査の結果や行政資料と組み合わせた集計により取引動向を把握し、土地政策のための基礎資料を得ることを目的とする調査です。

この調査は、1973年から毎年実施した「土地動態調査」(2012年までは「企業の土地取得状況等に関する調査」として実施)及び1970年から毎年実施した「土地保有移動調査」を統合した調査として、2019年から毎年実施しています。

Q2 どうして私が選ばれたのですか？

A2

この調査は、前年1年間において売買による所有権移転登記がなされた土地取引のなかから、一部の土地取引を抽出し、売主・買主に調査をお願いする標本調査として実施します。このため、地目、土地の所在地、売主・買主の所在地など別に分類し、その中から全国や都道府県の縮図となるよう調査対象とする土地取引を無作為に選び出しました。

Q3 土地取引状況調査と何が違うのですか？

A3

土地取引状況調査は、不動産の取引の実例を収集し、地価公示法に基づく、全国の標準地における正常な価格の判定に利用するため、取引価格などを調査するものです。他方、本調査は、売主・買主の諸属性や売買の目的などを調査し、集計して全国及び都道府県の取引動向を把握するものです。

Q4 政府統計オンライン調査総合窓口にごログインできません。

A4

パスワード入力を5回失敗するとロックがかかります。5分以上時間をおいて再度ログインをお試しください。

パスワードをお忘れの場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」からパスワードを再発行してください。なお、メールアドレスの登録がお済みでない場合は、下記の「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

2025年土地保有・動態調査 事務局

 **0120-330-235**

受付時間: 平日9:30 ~ 17:30

※IP電話からおかけになる場合は、**011-600-0261**へおかけください。
この場合、通常の通話料金がかかりますので、あらかじめご了承ください。

実施主体

国土交通省 総合政策局
情報政策課 建設経済統計調査室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
土地保有・動態調査ホームページ
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000116.html

委託先

株式会社 SHIFT
東京都港区麻布台1-3-1